

日本小学生バレーボール連盟 加盟団体登録及び個人登録規程

日本小学生バレーボール連盟規約第21条により、加盟団体登録規定を以下のように定める。

第 1 条 (チームの加盟)

- 1) 本連盟の加盟団体は、この規定の定めるところにより、その団体および構成員が、公益財団法人日本バレーボール協会（以下 JVA という）と各都道府県小学生連盟（以下都道府県小連という）に登録された団体（以下登録団体という）でなければならない。
- 2) 加盟登録しようとする団体は、JVA メンバー制度（MRS）にチーム登録を済ませ、団体所在地の都道府県小連に申請するものとする。
- 3) 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第 2 条 (チーム代表者)

- 1) チームの代表者は、JVA に個人登録された選手（以下 JVA メンバーという）がチーム加入を希望した場合、承認し、所定の手続きを行わなければならない。
- 2) チーム代表者は、JVA メンバーに MRS の ID とパスワードを必ず通知しなければならない。

第 3 条 (JVA メンバー (選手カテゴリー))

登録構成員の資格は、以下の通りとする。

- 1) 小学生
都道府県の国・公・私立小学校および各種学校に在籍し、4月1日現在 12 才未満の者。
- 2) JVA に個人登録を済ませた者であること。
- 3) 登録は「小学生」のカテゴリー内において、一人一団体とする。
- 4) 居住する都道府県以外で、MRS 登録をする場合は、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方（二都道府県）の理事長に届出・報告を行うこと。

第 4 条 (JVA 個人登録)

- 1) JVA メンバーの新規登録選手は、登録手続きを済ませ、指定の登録費を支払った日から、その効力を発生するものとする。

第 5 条 (移籍)

- 1) 登録団体（チーム代表者）は、JVA メンバーから移籍や退団の申し出があった場合、迅速に対応しなければならない。

- 2) チーム代表者は、JVA メンバーの移籍や退団を妨げるような行為をしてはならない。
- 3) 他の都道府県への移籍については、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。
その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方の理事長に届出・報告を行うこと。
- 4) 他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。
※移籍とは、年度を問わず（年度をまたいだ場合も含む）、あるチームに所属している選手が、他県・同県を問わず、MRS登録を別のチームで行う行為である。

第 6 条 （競技会への参加）

- 1) 本連盟または各都道府県小連の主催または共催する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。
- 2) 他チームからの移籍選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においては、チームの構成員として承認されても、試合に出場することはできない。
- 3) 新規登録選手は、同一大会期間中（予選から本大会）においても、登録選手数が12名に満たないチームの場合、競技会へ参加することができる。
- 4) 各競技会への参加は、その競技会の開催要項に準ずる。
- 5) 本連盟が主催または共催する競技会以外に、各都道府県小連、または、登録団体が二都道府県以上にわたる競技会を開催する場合は、関係団体所在地の各都道府県小連の理事長に申請書と大会要項を提出する。理事長は、署名と捺印を行い、日小連へ関係書類を提出しなければならない。この報告は競技開催の2か月前までとする。
- 6) 登録団体は本連盟が主催または受理しない二都道府県以上にわたる競技会に参加することはできない。

第 7 条 （ベンチ役員）

本連盟や各都道府県小連の主催または共催する競技会への参加において、ベンチ役員のうち、1名以上は日本スポーツ協会公認コーチ・コーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4・スタートコーチまたは全国小学生バレーボール指導者講習会受講証明書を所持し、試合中は首から提げなければならない。

※但し、全国大会へ繋がらない大会などでは、各都道府県小連の判断に任せるものとする。
ベンチ役員は、年度初めに宣誓書に署名・捺印を行うこと。また、チームのベンチ役員はJVAメンバー（MRS）に登録しなければならない。

第 8 条 （懲罰）

登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、または合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟または都道府県小連が認めるときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは、一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

第 9 条

大会参加並びに出場については、本規定のほか大会参加要項を併用して適用する。

第 10 条

登録団体の関係者及び登録された構成員は、公益財団法人日本バレーボール協会の「チーム加盟及び個人登録規程」と「競技者及び役員倫理規程」を守らなければならない。

付 則

本規程は平成24年4月1日より適用する。

平成28年3月21日改正

平成29年3月20日改正

平成30年3月21日改正

令和 2年5月10日改正